

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目次

一 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（第一条関係）	1
二 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（第二条関係）	19
三 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）の一部改正（附則第二項関係）	28

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部改正（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（令和元年度分の交付税の総額の特例）</p> <p>第四条 令和元年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第四号までに掲げる額の合算額に千百七十二億円を加算した額から第五号から第七号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税（附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるための三千七百五十四億千八百五十八万六千円を加算した額とする。</p> <p>一 第六条第二項の規定により算定した額</p> <p>二 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）附則第四条の二第二項の規定において令和元年度分の交付税の総額に加算することとされていた額のうち、二千四百六十一億円</p>	<p>附則</p> <p>（平成三十一年度分の交付税の総額の特例）</p> <p>第四条 平成三十一年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額に千百七十二億円を加算した額から第四号から第六号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税（附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるための三千二百四十九億九千八百九十七万八千円を加算した額とする。</p> <p>一 第六条第二項の規定により算定した額</p> <p>二 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）附則第四条の二第二項の規定において平成三十一年度分の交付税の総額に加算することとされていた額のうち、二千四百六十一億円</p>

三 令和元年度における交付税の総額を確保するため前二号に掲げる額の

合算額に加算する必要がある額 六千四百九十五億八千八百八十二万円

四 令和元年度 における借入金に相当する額 三十一兆二千二百二

十二億九千五百四十万八千円

五 平成三十四年度における借入金に相当する額 三十一兆六千七百七十

二億九千五百四十万八千円

六 令和元年度 における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二

十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 七百九十二億円

七 旧法附則第四条の二第三項の規定において令和元年度分の 交付税の総額から減額することとされていた額 二千三百五十四億八千四百四十万円

（令和二年度 以降の各年度分の交付税の総額の特例等）

第四条の二 令和二年度 以降の各年度分の交付税の総額は、当分の間、

第六条第二項の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

2 令和二年度から令和三十四年度までの 各年度に限り、当該各年度分

として交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 当該各年度における借入金の額に相当する額

二 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

三 平成三十一年度における借入金の額に相当する額 三十一兆千七百七十

二億九千五百四十万八千円

四 平成三十四年度における借入金の額に相当する額 三十一兆六千七百七十

二億九千五百四十万八千円

五 平成三十一年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二

十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 七百九十二億円

六 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成三十一年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 二千三百五十四億八千四百四十万円

（平成三十二年以降の各年度分の交付税の総額の特例等）

第四条の二 平成三十二年以降の各年度分の交付税の総額は、当分の間、

第六条第二項の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

2 平成三十二年から平成六十四年度までの 各年度に限り、当該各年度分

として交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 当該各年度における借入金の額に相当する額

二 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

三 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

3 令和二年度から令和十四年度までの各年度分の交付税の総額は、前項の規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
令和二年度	二千五百三十三億円
令和三年度	二千九十二億円
令和四年度	千六百五十六億円
令和五年度	千二百十七億円
令和六年度	八百三十四億円
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	百三十四億円
令和十年度	四十一億円
令和十一年度	十四億円
令和十二年度	七億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

4 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額

三 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

3 平成三十二年度から平成四十四年度までの各年度分の交付税の総額は、前項の規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
平成三十二年度	二千五百三十三億円
平成三十三年度	二千九十二億円
平成三十四年度	千六百五十六億円
平成三十五年	千二百十七億円
平成三十六年度	八百三十四億円
平成三十七年度	七百七十五億円
平成三十八年度	五百三十五億円
平成三十九年度	百三十四億円
平成四十年	四十一億円
平成四十一年度	十四億円
平成四十二年	七億円
平成四十三年	三億円
平成四十四年	三億円

4 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額

に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第四号に掲げる額に相当する額及び前条第三号に掲げる額に相当する額を令和二年度から令和十二年度までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、令和二年度

にあつては前項の規定による額から二千三百五十四億八千四百四十万円を、令和三年度にあつては同項の規定による額から三千四億四千二百四十八万二千円を、令和四年度から令和八年度までの各年度にあつては同項の規定による額から二千四百六十億七千七百八万二千円を、令和九年度から令和十二年度までの各年度にあつては同項の規定による額から千六百三十三億四千五十八万二千円をそれぞれ減額した額とする。

5 令和四年度から令和八年度までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち、平成二十八年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額である二千二百四十五億八百六十万円について、令和四年度から令和八年度までの各年度における同項に規定する合算額から四百四十九億七百七十二万円をそれぞれ減額する。

6 略

に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第四号に掲げる額に相当する額を平成三十二年及び平成四十三年度までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、平成三十二年及び平成三十三年度にあつては前項の規定による額から二千三百五十四億八千四百四十万円を、平成三十四年度から平成三十八年度までの各年度にあつては同項

の規定による額から千八百一十一億九千万円を、平成三十九年度から平成四十二年までの各年度にあつては同項の規定による額から九百八十三億八千二百五十万円をそれぞれ減額した額とする。

5 平成三十四年度から平成三十八年度までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち、平成二十八年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額である二千二百四十五億八百六十万円について、平成三十四年度から平成三十八年度までの各年度における同項に規定する合算額から四百四十九億七百七十二万円をそれぞれ減額する。

6 第二項第一号及び第二号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。

(令和元年度分)の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例)

第六条の二 令和元年度分 の交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、第十一条の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とする。

一・二 略

2・3 略

(平成三十一年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例)

第六条の二 平成三十一年度分の交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、第十一条の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とする。

一 一兆七千八百五十三億四百七十四万千円に当該道府県の控除前財源不足額(この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。以下この条において同じ。)を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 一兆四千七百七十五億三千二百二十五万九千円に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

2 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一 平成三十一年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二 平成二十九年度における基準財政収入額を地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(平成三十年法律第四号)による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三 平成二十八年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

四 平成二十七年年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十四号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五 平成二十六年年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定したこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

（国土強^{じん}靱化施策に係る地方債の元利償還に要する経費の基準財政需要額への算入）

第六条の三 地方団体が令和元年度において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する国土強^{じん}靱化のための施策に要する費用に充てるために令和元年度に起こした地方債で総務大臣が指定したものの

（国土強^{じん}靱化施策に係る地方債の元利償還に要する経費の基準財政需要額への算入）

第六条の三 地方団体が平成三十一年度において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する国土強^{じん}靱化のための施策に要する費用に充てるために平成三十一年度起こした地方債で総務大臣が指定したものの

に係る元利償還に要する経費は、令和二年度以降において、この法律の定めるところにより、当該地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

（令和元年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第七条の四 令和元年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからリまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百十号。以下この条において「平成二十三年法律第二百十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この条において「平成三十一年地方税法等改正法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関

に係る元利償還に要する経費は、平成三十二年以降において、この法律の定めるところにより、当該地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

（平成三十一年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第七条の四 平成三十一年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからリまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百十号。以下この条において「平成二十三年法律第二百十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この条において「平成三十一年地方税法等改正法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関

する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この条において「平成三十一年所得税法等改正法」という。）の施行による個人の道府県民税に係る令和元年度 の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

□ 平成二十三年法律第三十号、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）、震災特例法、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法及び平成

する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この条において「平成三十一年所得税法等改正法」という。）の施行による個人の道府県民税に係る平成三十一年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

□ 平成二十三年法律第三十号、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）、震災特例法、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法及び平成

三十一年所得税法等改正法の施行による法人の道府県民税に係る令和元年度 の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 震災特例法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による個人が行う事業に対する事業税に係る令和元年度 の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法及び平成三十一年所得税法等改正法の施行による法人が行う事業に対する事業税に係る令和元年度 の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この条にお

三十一年所得税法等改正法の施行による法人の道府県民税に係る平成三十一年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 震災特例法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による個人が行う事業に対する事業税に係る平成三十一年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法及び平成三十一年所得税法等改正法の施行による法人が行う事業に対する事業税に係る平成三十一年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この条にお

て「平成二十六年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による不動産取得税に係る令和元年度 の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

へ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（次号ホにおいて「平成二十八年改正前の地方税法」という。）に規定する自動車取得税に係る令和元年度 の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る令和元年度 の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和元年度 の東日本大震災に係る減収見込額と

て「平成二十六年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による不動産取得税に係る平成三十一年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

へ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（次号ホにおいて「平成二十八年改正前の地方税法」という。）に規定する自動車取得税に係る平成三十一年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る平成三十一年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成三十一年度の東日本大震災に係る減収見込額と

して総務省令で定めるところにより算定した額

リ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法及び平成三十一年所得税法等改正法の施行による平成二十八年地方税法等改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別譲与税に係る令和元年度 の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからへまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成三十一年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法及び平成三十一年所得税法等改正法の施行による個人の市町村民税に係る令和元年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法及び平成三十一年所得税法等改正法の施行

して総務省令で定めるところにより算定した額

リ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法及び平成三十一年所得税法等改正法の施行による平成二十八年地方税法等改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別譲与税に係る平成三十一年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからへまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成三十一年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法及び平成三十一年所得税法等改正法の施行による個人の市町村民税に係る平成三十一年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法及び平成三十一年所得税法等改正法の施行

による法人の市町村民税に係る令和元年度 の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

八 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和元年度 の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る令和元年度 の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車取得税交付金に係る令和元年度 の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 平成三十一年地方税法等改正法の施行による地方税法第七十七条の六の規定により市町村に対し交付するものとされる環境性能割に係る交付金に係る令和元年度 の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

による法人の市町村民税に係る平成三十一年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

八 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成三十一年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る平成三十一年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車取得税交付金に係る平成三十一年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 平成三十一年地方税法等改正法の施行による地方税法第七十七条の六の規定により市町村に対し交付するものとされる環境性能割に係る交付金に係る平成三十一年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体に對して交付すべき令和元年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適当でないこと認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(令和元年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 令和元年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額(第二十条の第三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。)、九百五十億円及び令和元年度震災復興特別交付税額(旧法附則第十二条第一項の規定により令和元年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する平成三十年震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条に規定する震災復興特別交付税に充てるための三千七百五十四億千八百五十八万六千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。)の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、令和元年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額、九百五十億円及び令和元年度震災復興特別交付税額の合算額を控

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体に對して交付すべき平成三十一年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適当でないこと認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(平成三十一年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 平成三十一年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額(第二十条の第三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。)及び平成三十一年度震災復興特別交付税額(旧法附則第十二条第一項の規定により平成三十一年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する平成三十年震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条に規定する震災復興特別交付税に充てるための三千二百四十九億九千八百九十七万八千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。)の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成三十一年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び平成三十一年度震災復興特別交付税額の合算額を控

除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額、九百五十億円及び令和元年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

（令和元年度震災復興特別交付税額の一部の令和二年度における交付等）

第十二条 令和元年度分 として交付すべき交付税の総額のうち令和元年度震災復興特別交付税額 については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を令和元年度内 に交付しないで、当該総務大臣が定める額以内の額（旧法附則第十二条第一項の規定により令和元年度分 として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する平成三十年年度震災復興特別交付税額の一部のうち、令和元年度内 に交付しない額を除く。）を第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、令和二年度分 として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により令和元年度震災復興特別交付税額 の一部を令和二年度分 の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による令和元年度震災復興特別交付税額 の一部の加算がなかつたものとした場合における令和二年度分 の交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による令和元年度震災復興特別交付税額 の一部の加算がなかつたものとした場合における令和二年

除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び平成三十一年度震災復興特別交付税額 の合算額を加算した額とする。

（平成三十一年度震災復興特別交付税額の一部の平成三十二年分における交付等）

第十二条 平成三十一年度分として交付すべき交付税の総額のうち平成三十一年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を平成三十一年度内に交付しないで、当該総務大臣が定める額以内の額（旧法附則第十二条第一項の規定により平成三十一年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する平成三十一年度震災復興特別交付税額の一部のうち、平成三十一年度内に交付しない額を除く。）を第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、平成三十二年分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により平成三十一年度震災復興特別交付税額の一部を平成三十二年分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による平成三十一年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成三十二年分の交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による平成三十一年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成三十

度分 交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された令和元年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

(震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例)

第十三条 令和元年度及び令和二年度 において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「特別交付税の額を」とあるのは「特別交付税の額(附則第四条に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。)」を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは、「令和元年度 にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十一条に規定する令和元年度震災復興特別交付税額を、令和二年度 にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和元年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並

二年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された平成三十一年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

(震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例)

第十三条 平成三十一年度及び平成三十二年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「特別交付税の額を」とあるのは「特別交付税の額(附則第四条に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。)」を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは、「平成三十一年度 にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十一条に規定する平成三十一年度震災復興特別交付税額を、平成三十二年度 にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する平成三十一年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並

びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

(令和元年度及び令和二年度) における交付時期ごとに交付すべき額の特例)

第十四条 令和元年度及び令和二年度 における第十六条第一項の規定

の適用については、同項の表四月及び六月の項中「当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の総額」とあるのは、令和元年度に あつては

「当該年度の交付税の総額から附則第十一条に規定する令和元年度震災復興特別交付税額 を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税

法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第五号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する平成三十年度震災復興特別交付税額のうち平成三十年度において交付された額を控除した額」と、

令和二年度 にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和元年度震災復興特別交付税額 の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に

規定する令和元年度震災復興特別交付税額 のうち令和元年度に お

いて交付された額を控除した額」とする。

(震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還)

第十五条 令和元年度及び令和二年度 において、総務大臣は、東日

本大地震に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実績、東日本大震災のための財政収入の減少の状況その他の事由により、平成三十三年以降に地方団体に交付した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額に満たないときは当該満たない額

びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

(平成三十一年度及び平成三十二年) における交付時期ごとに交付すべき額の特例)

第十四条 平成三十一年度及び平成三十二年) における第十六条第一項の規定

の適用については、同項の表四月及び六月の項中「当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の総額」とあるのは、平成三十一年度にあつては

「当該年度の交付税の総額から附則第十一条に規定する平成三十一年度震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税

法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第五号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する平成三十年度震災復興特別交付税額のうち平成三十年度において交付された額を控除した額」と、

平成三十二年) にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する平成三十一年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に

規定する平成三十一年度震災復興特別交付税額のうち平成三十一年度にお

いて交付された額を控除した額」とする。

(震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還)

第十五条 平成三十一年度及び平成三十二年) において、総務大臣は、東日

本大地震に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実績、東日本大震災のための財政収入の減少の状況その他の事由により、平成三十三年以降に地方団体に交付した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額に満たないときは当該満たない額

を、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を超えるときは当該超える額（次項及び第三項において「超過交付額」という。）を、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とすることができる。

2 略

3 令和三年度 以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じた地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該超過交付額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

4・5 略

を、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を超えるときは当該超える額（次項及び第三項において「超過交付額」という。）を、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とすることができる。

2 前項の場合において、総務大臣は、超過交付額が総務省令で定める時期に交付すべき震災復興特別交付税の額を超える地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超える額を限度として、総務大臣が定める額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

3 平成三十三年以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じた地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該超過交付額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

4 前二項の場合においては、第十九条第三項、第六項前段、第七項及び第八項並びに第二十条の規定を準用する。

5 第二項及び第三項の場合における第四条及び第二十三条の規定の適用については、第四条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」と、同条第五号中「第二十条の二第四項」とあるのは「第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項

「と、同条第六号中「第二十条」とあるのは「第二十条（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」と、第二十三条第六号中「第二十条の二第四項」とあるのは「第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項」と、同条第七号中「の規定により同条第二項」とあるのは「（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定により第二十条第二項（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）とする。」とする。

改正案

現行

附則

（交付税特別会計における借入金の特例）

第四条 交付税特別会計において、令和元年度から令和三十三年度まで

の各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、令和元年度に

一兆二千二百二十二億九千五百四十八千円を、令和元年度から令和六年度まで

の各年度にあつては三十一兆二千二百二十二億九千五百四十八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、令和七年度から令和三十三年度

まで の各年度にあつては二十七兆七千二百二十二億九千五百四十八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金を行うことができる。

年 度	控 除 額
令和二年度	五千億円
令和三年度	六千億円
令和四年度	七千億円
令和五年度	八千億円
令和六年度	九千億円

附則

（交付税特別会計における借入金の特例）

第四条 交付税特別会計において、平成三十一年度から平成六十三年度まで

の各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成三十一年度にあつては三十

一兆千七百七十二億九千五百四十八千円を、平成三十二年度から平成三十六年度までの各年度にあつては三十一兆千七百七十二億九千五百四十八

千円 から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、平成三十七年度から平成六十三

年度までの各年度にあつては二十七兆六千七百七十二億九千五百四十八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金を行うことができる。

年 度	控 除 額
平成三十二年 度	五千億円
平成三十三年 度	六千億円
平成三十四年 度	七千億円
平成三十五年 度	八千億円
平成三十六年 度	九千億円

2 交付税特別会計において、令和元年度から令和十三年度までの各年度において、森林環境譲与税譲与金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、令和元年度にあつては二百億円を、令和二年度にあつては四百億円を、令和三年度にあつては六百億円を、令和四年度にあつては九百億円を、令和五年度及び令和六年度にあつては千二百億円を、令和七年度から令和十年度までの各年度にあつては千二百億円から毎年度二百億円を順次控除して得た金額を、令和十一年度から令和十三年度までの各年度にあつては四百億円から毎年度百億円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金を行うことができる。

3 交付税特別会計において、令和元年度から令和五年度までの各年度において、次に掲げる償還金又は利子の支払に充てるために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、これらの支払に充てるために必要な額に相当する金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金を行うことができる。

一 略

4 交付税特別会計において、令和六年度から令和十三年度までの各年度において、前項の規定による借入金償還金の支払に充てるために必

2 交付税特別会計において、平成三十一年度から平成四十三年度までの各年度において、森林環境譲与税譲与金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成三十一年度にあつては二百億円を、平成三十二年度にあつては四百億円を、平成三十三年度にあつては六百億円を、平成三十四年度にあつては九百億円を、平成三十五年及び平成三十六年度にあつては千二百億円を、平成三十七年度から平成四十年までの各年度にあつては千二百億円から毎年度二百億円を順次控除して得た金額を、平成四十一年度から平成四十三年度までの各年度にあつては四百億円から毎年度百億円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金を行うことができる。

3 交付税特別会計において、平成三十一年度から平成三十五年までの各年度において、次に掲げる償還金又は利子の支払に充てるために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、これらの支払に充てるために必要な額に相当する金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金を行うことができる。

一 前項の規定による借入金の利子

二 第十五条第一項の規定による一時借入金（森林環境譲与税譲与金に係るものに限る。）の利子

三 前二号に掲げる利子並びにこの号に掲げる償還金及び利子の支払に充てるためのこの項の規定による借入金償還金及び利子

4 交付税特別会計において、平成三十六年度から平成四十三年度までの各年度において、前項の規定による借入金償還金の支払に充てるために必

要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、令和六年度に

あつては前項の規定による令和五年度における借入金で当該年度の末日においてその償還が完了していないものの額に相当する金額（以下この項において「利子支払費用相当額」という。）を、令和七年度から令和十年度まで の各年度にあつては利子支払費用相当額から毎年度利子支払費用相当額の六分の一に相当する金額を順次控除して得た金額を、令和十一年度から令和十三年度まで の各年度にあつては利子支払費用相当額の三分の一に相当する金額から毎年度利子支払費用相当額の十二分の一に相当する金額を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。

5・6 略

（交付税特別会計における一時借入金の利子の繰入れの特例）

第五条 令和元年度 に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金（森林環境譲与税譲与金に係るものを除く。）の利子の支払に充てるために必要がある場合には、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

（交付税特別会計における一般会計からの繰入金の特例）

第九条 令和元年度 における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第二号及び第三号に掲げる額を加算した額に百七十二億円を加算した額から同

要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成三十六年度

にあつては前項の規定による平成三十五年度における借入金で当該年度の末日においてその償還が完了していないものの額に相当する金額（以下この項において「利子支払費用相当額」という。）を、平成三十七年度から平成四十年年度までの各年度にあつては利子支払費用相当額から毎年度利子支払費用相当額の六分の一に相当する金額を順次控除して得た金額を、平成四十一年度から平成四十三年度までの各年度にあつては利子支払費用相当額の三分の一に相当する金額から毎年度利子支払費用相当額の十二分の一に相当する金額を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。

5 前各項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。

6 第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合には、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

（交付税特別会計における一時借入金の利子の繰入れの特例）

第五条 平成三十一年度 に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金（森林環境譲与税譲与金に係るものを除く。）の利子の支払に充てるために必要がある場合には、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

（交付税特別会計における一般会計からの繰入金の特例）

第九条 平成三十一年度 における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第二号 に掲げる額を加算した額に百七十二億円を加算した額から同

条第七号に掲げる額を減額した額とする。

2 令和二年度 以降の各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金額は、当分の間、同条の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

3 令和二年度から令和十四年度まで の各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、令和二年度に

あつては前項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、令和三年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、令和四年度から令和八年度までの各年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、令和九年度から令和十二年度までの各年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第五号に掲げる額を減額した額とし、令和十三年度及び令和十四年度 にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額とする。

一 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
令和二年度	二千五百三十三億円
令和三年度	二千九十二億円
令和四年度	千六百五十六億円
令和五年度	千二百十七億円
令和六年度	八百三十四億円

条第六号に掲げる額を減額した額とする。

2 平成三十二年以降の各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、当分の間、同条の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

3 平成三十二年から平成四十四年度までの各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成三十二年及び平成三十三年度にあつては前項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、平成三十四年度から平成三十八年度まで

の各年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成三十九年度から平成四十二年までの各年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、平成四十三年度及び平成四十四年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額とする。

一 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
平成三十二年	二千五百三十三億円
平成三十三年	二千九十二億円
平成三十四年	千六百五十六億円
平成三十五年	千二百十七億円
平成三十六年	八百三十四億円

令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	百三十四億円
令和十年度	四十一億円
令和十一年度	十四億円
令和十二年度	七億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

二 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和二年度分の交付税の総額から減額する金額 二千三百五十四億八千四百四十万円

三 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和三年度分の交付税の総額から減額する金額 三千四億四千二百四十八万二千元

四 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和四年度から令和八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 二千四百六十億七千七百八万二千元

五 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和九年度から令和十二年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 千六百三十三億四千五十八万二千元

(交付税特別会計における繰入れの特例)

第十条 略

平成三十七年度	七百七十五億円
平成三十八年度	五百三十五億円
平成三十九年度	百三十四億円
平成四十年	四十一億円
平成四十一年度	十四億円
平成四十二年	七億円
平成四十三年	三億円
平成四十四年度	三億円

二 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により平成三十二年及び平成三十三年度の交付税の総額から減額する金額 二千三百五十四億八千四百四十万円

三 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により平成三十四年度から平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 千八百一十一億九百万円

四 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により平成三十九年度から平成四十二年までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 九百八十三億八千二百五十万円

(交付税特別会計における繰入れの特例)

第十条 第六条の規定にかかわらず、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第三項に規定する地方

特例交付金の総額は、毎会計年度、一般会計から交付税特別会計に繰り入

2
略

3 令和元年度 においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

（交付税特別会計の歳入及び歳出の特例）

第十一条 略

れるものとする。

2 第六条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度における道路交通法第二百二十八条第一項（同法第三百十条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により納付された反則金（同法第二百九条第三項の規定により反則金の納付とみなされる同条第一項の規定による仮納付に係るものを含む。以下この項及び次条第一項において「反則金等」という。）の収入に相当する額（反則金等の収入見込額として当該年度の一般会計の歳入予算に計上された金額を限度とする。）に、当該年度の前年度以前の年度における同法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金に相当する金額、同法第二百二十九条第四項の規定による返還金に相当する金額、同法第二百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する支出金に相当する金額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する金額で、まだ交付税特別会計に繰り入れていない額を加算した額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

3 平成三十一年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

（交付税特別会計の歳入及び歳出の特例）

第十一条 第二十三条の規定によるほか、附則第四条第一項から第四項までの規定による借入金又は同条第六項、附則第五条若しくは前条第一項若し

くは第二項の規定による一般会計からの繰入金はそれぞれその借入れをし
た年度又はその繰入れをした年度における交付税特別会計の歳入とし、地
方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律による地方特例交付金
、道路交通法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金、
同法第二百二十九条第四項の規定による返還金、同法第二百二十七条第一項後
段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支
出する支出金、過誤納に係る反則金等の返還金又は附則第四条第一項から
第四項までの規定による借入金の償還金及び利子はその支出をした年度に
おける交付税特別会計の歳出とする。

2 第二十三条の規定によるほか、地方税法等の一部を改正する等の法律
(平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年地方税
法等改正法」という。)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力
を有するものとされた廃止前暫定措置法(平成二十八年地方税法等改正法
第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成
二十年法律第二十五号)をいう。以下この項において同じ。)第十二条第三
項の規定による都道府県から払い込まれた地方法人特別税の収入は交付税
特別会計の歳入とし、平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条の規
定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第三十四条
第一項の規定による令和二年二月 までの譲与時期に係る地方法人特別
譲与税の譲与金は交付税特別会計の歳出とする。

3 略

2 第二十三条の規定によるほか、地方税法等の一部を改正する等の法律
(平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年地方税
法等改正法」という。)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力
を有するものとされた廃止前暫定措置法(平成二十八年地方税法等改正法
第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成
二十年法律第二十五号)をいう。以下この項において同じ。)第十二条第三
項の規定による都道府県から払い込まれた地方法人特別税の収入は交付税
特別会計の歳入とし、平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条の規
定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第三十四条
第一項の規定による平成三十二年二月までの譲与時期に係る地方法人特別
譲与税の譲与金は交付税特別会計の歳出とする。

3 第二十三条の規定によるほか、前条第三項の規定により財政投融资特別
会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れられた繰入金は、交付税特
別会計の歳入とする。

(財政投融資特別会計の繰入れ並びに歳入及び歳出の特例)

第十二条の三 附則第十条第三項に規定するもののほか、平成三十年から令和五年度 までの間においては、地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)附則第四条第一項に規定する繰上償還を行おうとする旨の申出がなかったとした場合に同会計の財政融資資金勘定において生じていたと見込まれる運用利殖金に相当する額を補填するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、同会計の投資勘定から財政融資資金勘定に繰り入れることができる。

2・3 略

(労働保険特別会計における他の勘定への繰入れの特例)

第十九条の二 平成二十九年度から令和元年度 までの各年度における第百二条第二項の規定の適用については、同項中「第十二条第四項」とあるのは「附則第十一条第一項の規定により読み替えて適用する徴収法第十二条第四項」と、「同条第五項又は第八項」とあるのは「徴収法附則第十一条第二項の規定により読み替えて適用する徴収法第十二条第五項又は徴収

(財政投融資特別会計の繰入れ並びに歳入及び歳出の特例)

第十二条の三 附則第十条第三項に規定するもののほか、平成三十年から平成三十五年までの間においては、地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)附則第四条第一項に規定する繰上償還を行おうとする旨の申出がなかったとした場合に同会計の財政融資資金勘定において生じていたと見込まれる運用利殖金に相当する額を補填するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、同会計の投資勘定から財政融資資金勘定に繰り入れることができる。

2 第五十三条第一項の規定によるほか、前項の規定による財政投融資特別会計の投資勘定から財政融資資金勘定への繰入金は、同勘定の歳入とする。

3 第五十三条第二項の規定によるほか、附則第十条第三項の規定による財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計への繰入金及び第一項の規定による同勘定から財政融資資金勘定への繰入金は、財政投融資特別会計の投資勘定の歳出とする。

(労働保険特別会計における他の勘定への繰入れの特例)

第十九条の二 平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度における第百二条第二項の規定の適用については、同項中「第十二条第四項」とあるのは「附則第十一条第一項の規定により読み替えて適用する徴収法第十二条第四項」と、「同条第五項又は第八項」とあるのは「徴収法附則第十一条第二項の規定により読み替えて適用する徴収法第十二条第五項又は徴収

法第十二条第八項」とする。

(雇用勘定における国庫負担金の過不足の調整の特例)

第二十条の二 略

2 平成二十九年度から令和元年度 までの各年度における第百五条の規

定の適用については、同条中「第六十六条及び第六十七条」とあるのは、

「附則第十四条第一項及び同条第三項の規定により読み替えて適用する同法第六十六条第六項」とする。

法第十二条第八項」とする。

(雇用勘定における国庫負担金の過不足の調整の特例)

第二十条の二 雇用保険法附則第十三条第一項の規定が適用される会計年度における第百五条の規定の適用については、同条中「第六十六条及び第六十七条」とあるのは、「附則第十三条第一項及び同条第三項の規定により読み替えて適用する同法第六十六条第六項」とする。

2 平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度における第百五条の規

定の適用については、同条中「第六十六条及び第六十七条」とあるのは、

「附則第十四条第一項及び同条第三項の規定により読み替えて適用する同法第六十六条第六項」とする。

改正案

現行

附則

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、令和元年度分の地方交付税から適用し、平成三十年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（令和元年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第三条 令和元年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

2 略

附則

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、平成三十一年度分の地方交付税から適用し、平成三十年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（平成三十一年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第三条 平成三十一年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

2 この法律の施行の日（附則第五条第二項において「施行日」という。）

から地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新地方交付税法附則第七条の四の規定の適用については、同条第一号へ中「平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（次号亦において「平成二十八年改正前の地方税法」という。）に規定する自動車取得税」とあるのは「自動車取得税」と、同号り中「平成二十八年地方税法等改

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和元年度の予算から適用する。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(次項において「新特例交付金法」という。)の規定は、令和元年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、平成三十九年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。

2 略

正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別譲与税」とあるのは「地方法人特別譲与税」と、同条第二号ホ中「平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車取得税交付金」とあるのは「自動車取得税交付金」と、同号ヘ中「地方税法第百七十七条の六」とあるのは「平成三十一年地方税法等改正法第二条の規定による改正後の地方税法第百七十七条の六」とする。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成三十一年度の予算から適用する。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(次項において「新特例交付金法」という。)の規定は、平成三十一年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、平成三十九年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。

2 施行日から地方税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二号

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新特例交付金法第一条及び第三条の二第三項の規定の適用については、新特例交付金法第一条中「同法附則第十二条の二の十第二項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二号)第二条の規定による改正後の地方税法(以下この条及び第三条の二第三項各号において「平成三十一年改正後の地方税法」という。)

附則第十二条の二の十第二

項」と、「同法附則第十二条の二の十二第二項」とあるのは「平成三十一年改正後の地方税法附則第十二条の二の十二第二項」と、「同法附則第二十九条の八の二」とあるのは「平成三十一年改正後の地方税法附則第二十九条の八の二」と、「同法附則第二十九条の十八第三項」とあるのは「平成三十一年改正後の地方税法附則第二十九条の十八第三項」と、新特例交付金法第三条の二第三項第一号及び第二号中「地方税法」とあるのは「平成三十一年改正後の地方税法」とする。